

令和 7 年 12 月 24 日

一宮市条例第 35 号から第 50 号までを別紙のとおり
公布する。

一宮市長 中野正康

条 例 番 号 一 覧 表

条例第35号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
条例第36号	特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
条例第37号	一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
条例第38号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
条例第39号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
条例第40号	一宮市手数料条例の一部を改正する条例
条例第41号	一宮市保育所条例の一部を改正する条例
条例第42号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
条例第43号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
条例第44号	一宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
条例第45号	一宮市遭児手当支給条例を廃止する条例
条例第46号	一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
条例第47号	一宮市道路占用条例等の一部を改正する条例
条例第48号	一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
条例第49号	一宮市都市公園条例の一部を改正する条例
条例第50号	一宮市水道事業給水条例及び一宮市下水道条例の一部を改正する条例

条例第35号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u> 分の <u>172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u> 分の <u>177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
表略	表略
3 略	3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u> 分の <u>177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u> 分の <u>175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
表略	表略
3 略	3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期

末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条例第36号

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略 3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

条例第37号

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の105</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて	(期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 略

<p>はない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p> <p>別表第1 行政職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 行政職給料表(1)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 行政職給料表(2)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>別表第2 医療職給料表(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>【別記5 参照】</p> <p>備考 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】
現行
全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額(円)								
定年以前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			

51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						

	112		313, 300								
	113		313, 500								
	114		313, 700								
	115		314, 000								
	116		314, 400								
	117		314, 600								
	118		314, 800								
	119		315, 100								
	120		315, 400								
	121		315, 700								
	122		315, 900								
	123		316, 200								
	124		316, 500								
	125		316, 800								
定員											
年時											
前間											
再勤											
任務											
用職											
			200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200	462, 400

【別記2】
現行
全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100

46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
98	259, 100	277, 200	312, 300		
99	259, 400	277, 400	312, 600		
100	259, 600	277, 700	312, 900		
101	259, 800	277, 900	313, 200		

	102	260, 100	278, 100	313, 600		
	103	260, 400	278, 400	313, 900		
	104	260, 600	278, 700	314, 300		
	105	260, 800	278, 900	314, 600		
	106		279, 100	315, 000		
	107		279, 400	315, 400		
	108		279, 600	315, 600		
	109		279, 900	315, 800		
	110		280, 200	316, 100		
	111		280, 500	316, 400		
	112		280, 700	316, 600		
	113		280, 900	316, 800		
	114		281, 200	317, 100		
	115		281, 400	317, 400		
	116		281, 600	317, 600		
	117		281, 900	317, 800		
	118		282, 200	318, 100		
	119		282, 500	318, 400		
	120		282, 700	318, 600		
	121		282, 900	318, 800		
	122		283, 100	319, 100		
	123		283, 400	319, 400		
	124		283, 700	319, 600		
	125		283, 900	319, 800		
	126		284, 100	320, 100		
	127		284, 400	320, 400		
	128		284, 700	320, 600		
	129		284, 900	320, 800		
	130		285, 100			
	131		285, 400			
	132		285, 700			
	133		285, 900			
	134		286, 100			
	135		286, 400			
	136		286, 700			
	137		286, 900			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		206, 200	217, 300	235, 900	257, 800	290, 200

【別記3】
現行
全部改正のため省略

改正案

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年 前 再任 用 短時 間 勤務 職員 以外 の 職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		

	48	412, 600	486, 600	541, 900		
	49	413, 100	487, 300	542, 700		
	50	413, 500	488, 000	543, 500		
	51	414, 000	488, 700	544, 200		
	52	414, 400	489, 300	545, 100		
	53	414, 800	489, 900	546, 000		
	54	415, 100	490, 600	546, 800		
	55	415, 400	491, 200	547, 700		
	56	415, 800	491, 800	548, 600		
	57	416, 100	492, 100	549, 400		
	58	416, 500	492, 700	550, 200		
	59	416, 800	493, 300	551, 000		
	60	417, 200	494, 000	551, 700		
	61	417, 600	494, 400	552, 500		
	62	417, 900	495, 000	553, 400		
	63	418, 200	495, 700	554, 300		
	64	418, 500	496, 400	555, 200		
	65	418, 800	496, 800	556, 000		
	66		497, 400	556, 900		
	67		498, 000	557, 800		
	68		498, 500	558, 700		
	69		499, 000	559, 500		
	70		499, 500	560, 400		
	71		500, 000	561, 300		
	72		500, 500	562, 200		
	73		500, 900	563, 000		
	74		501, 400			
	75		501, 800			
	76		502, 200			
	77		502, 700			
	78		503, 300			
	79		503, 800			
	80		504, 200			
	81		504, 700			
	82		505, 300			
	83		505, 900			
	84		506, 400			
	85		506, 900			
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500	590, 500

【別記4】
現行
全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)							
定年	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
前再	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
任用	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
短時	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
間勤	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
務職	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
員以外の職員	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		

49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600			
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			
86		303, 000	341, 100	362, 300			
87		303, 200	341, 400	362, 600			
88		303, 400	341, 700	362, 900			
89		303, 800	342, 000	363, 300			
90		304, 000	342, 200	363, 600			
91		304, 200	342, 600	363, 800			
92		304, 400	342, 900	364, 100			
93		304, 800	343, 100	364, 400			
94		305, 000	343, 400	364, 800			
95		305, 200	343, 700	365, 200			
96		305, 500	343, 900	365, 600			
97		305, 800	344, 100	366, 100			
98		306, 000	344, 400	366, 500			
99		306, 200	344, 700	366, 900			
100		306, 500	344, 900	367, 300			
101		306, 800	345, 100	367, 800			
102		307, 000	345, 300				
103		307, 200	345, 700				
104		307, 500	345, 900				
105		307, 800	346, 100				
106			346, 400				
107			346, 800				

	108 109			347, 200 347, 400					
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		201, 300	227, 900	257, 300	271, 300	297, 800	340, 000	383, 400	447, 600

【別記5】
現行
全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	

46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		

102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	
122	309, 700	341, 200		
123	310, 000	341, 500		
124	310, 300	341, 800		
125	310, 500	342, 000		
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		
136	313, 700	345, 200		
137	313, 900	345, 500		
138	314, 200	345, 900		
139	314, 500	346, 300		
140	314, 800	346, 700		
141	315, 000	347, 000		
142	315, 300	347, 400		
143	315, 700	347, 700		
144	316, 000	348, 100		
145	316, 200	348, 400		
146	316, 400	348, 800		
147	316, 700	349, 200		
148	317, 000	349, 600		
149	317, 200	349, 900		
150	317, 400	350, 300		
151	317, 700	350, 700		
152	318, 000	351, 100		
153	318, 400	351, 400		
154	318, 600			
155	318, 800			
156	319, 100			
157	319, 400			

	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定短員 年時 前間 再勤 任務 用職		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

第2条 一宮市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当) 第9条の2 略 2 前項の地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の7</u> (規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額とする。 3 略 (期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい	(地域手当) 第9条の2 略 2 前項の地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の8</u> (規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額とする。 3 略 (期末手当) 第15条の6 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 略

<p>て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の126.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)
第4条 法第3条第1項の規定により採用された職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第4条 略
【別記 参照】	【別記 参照】
2~5 略	2~5 略
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第5条 略	第5条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、	2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、

給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第16条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。	給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第16条第2項中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

改正案

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第5条 略	第5条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条	2 特定任期付職員に対する給与条例第15条

の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第16条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

の4、第15条の5第1項、第15条の6第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第16条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の表の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第15条の6第2項及び第3項並びに第16条第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和7年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

条例第38号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び一宮市
フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年
一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(地域手当に係る報酬)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の7</u>を 乗じて得た額とする。</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により報酬を支給する場合で あって、月の1日から支給するとき以外の とき、又は月の末日まで支給するとき以 外のときは、その報酬額は、その月の現 日数から<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条 及び第5条の規定に基づく週休日の日数</u> <u>_____</u>を差し引いた日数を基礎と して日割りによって計算する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の2 紹介条例第16条の規定は、任期 の定めが6月以上の職員について準用す る。この場合において、同条第3項中「そ れぞれの基準日現在において職員が受け るべき給料の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額」とあるのは、「そ れぞれの基準日_____以 前6か月以内の在職期間において、第8条 の規定により支給された報酬(第11条に 規定する時間外勤務に係る報酬、第12条 に規定する休日勤務に係る報酬、第13条 に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に 規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条 に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)</p>	<p>(地域手当に係る報酬)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の8</u>を 乗じて得た額とする。</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により報酬を支給する場合で あって、月の1日から支給するとき以外の とき、又は月の末日まで支給するとき以 外のときは、その報酬額は、その月の現 日数から<u>当該職員について定められた週 休日及び勤務時間を割り振らない日の日 数の合計日数</u>を差し引いた日数を基礎と して日割りによって計算する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の2 紹介条例第16条の規定は、任期 の定めが6月以上の職員について準用す る。この場合において、同条第3項中「そ れぞれの基準日現在において職員が受け るべき給料の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額」とあるのは、「そ れぞれの基準日<u>(退職し、又は死亡した職員 にあっては、退職し、又は死亡した日)</u>以 前6か月以内の在職期間において、第8条 の規定により支給された報酬(第11条に 規定する時間外勤務に係る報酬、第12条 に規定する休日勤務に係る報酬、第13条 に規定する夜間勤務に係る報酬、前条に 規定する宿日直勤務に係る報酬及び次条 に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)</p>

の1月当たりの平均額」とする。 2 略	の1月当たりの平均額」とする。 2 略
------------------------	------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当) 第7条 略 2 地域手当の月額は、給料の月額に <u>100分の7</u> を乗じて得た額とする。	(地域手当) 第7条 略 2 地域手当の月額は、給料の月額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第6条第2項の改正規定及び第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2の規定は、令和7年12月1日から適用する。

条例第39号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第4条関係) 【別記 参照】	別表(第4条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

機関	事務
市長	略 一宮市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務

改正案

機関	事務
市長	略 一宮市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務 市の住民基本台帳に記録されている住民とは別に管理する必要がある者の情報管理に関する事務

付 則

この条例は、令和8年1月9日から施行する。

条例第40号

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(62)の5 略</p> <p>(62)の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)<u>第137条の12第6項</u>の規定に基づく敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</p> <p>(62)の7 建築基準法施行令<u>第137条の12第7項</u>の規定に基づく道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</p> <p>(62)の8～(77) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(62)の5 略</p> <p>(62)の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)<u>第137条の12第11項</u>の規定に基づく敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</p> <p>(62)の7 建築基準法施行令<u>第137条の12第12項</u>の規定に基づく道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき27,000円</p> <p>(62)の8～(77) 略</p> <p>2・3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第41号

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立大和東保育園	略	
一宮市立大和北保育園	一宮市大和町馬引字乾出19番地	70名
略		
一宮市立外割田保育園	略	
一宮市立玉ノ井保育園	一宮市木曽川町玉ノ井字高畠19番地	120名

改正案

名称	位置	定員
略		
一宮市立大和東保育園	略	
略		
一宮市立外割田保育園	略	

付 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

条例第42号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p>

(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
2 略 (虐待等の禁止)	2 略 (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10各号</u>	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条 略	第3条 略 (虐待等の禁止)
(職員の数等)	第3条の2 職員は、園児に対し、法 <u>第27条の2第1項各号</u> に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員の数等)
第5条 略	第5条 略
2・3 略	2・3 略

4 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第18条の18第1項の登録</u> (以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	4 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第18条の18第3項に規定する保育士登録</u> (以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
5~8 略 (市条例の準用)	5~8 略 (市条例の準用)
第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、 <u>第11条から第13条まで</u> 、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【別記 参照】	第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、 <u>第11条、第13条</u> 、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【別記 参照】
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第11条	略	
第12条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児
略		

改正案

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第11条	略	
略		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第43号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児</u> (以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u> (母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>
3・4 略	3・4 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

改正案

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
----	-----

(入所した者及び職員の健康診断)	(入所した者及び職員の健康診断)
第16条 略	第16条 略
2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断が行われた場合</u>	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u> (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断の結果</u> を把握しなければならない。
【別記 参照】	【別記 参照】
3・4 略	3・4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略	
児童が通学する学校における健康診断	略

改正案

略	
児童が通学する学校における健康診断	略
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3第1項において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(法第46条第2項の条例で定める基準)

第2条 法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市遺児手当支給条例を廃止する条例

一宮市遺児手当支給条例(昭和50年一宮市条例第18号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年3月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の一宮市遺児手当支給条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項に規定する受給資格者であった者のうち、同項又は第7条第2項の規定により申請した者に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第4条関係) 【別記 参照】	別表(第4条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

機関	事務
市長	略
	<u>困窮する外国人への生活保護の措置に関する事務</u>
	<u>一宮市遺児手当の支給に関する事務</u>
	<u>一宮市遺児一時金の支給に関する事務</u>
	略

改正案

機関	事務
市長	略
	<u>困窮する外国人への生活保護の措置に関する事務</u>
	略

条例第46号

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市つどいの里の設置及び管理に関する条例(平成17年一宮市条例第93号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(名称及び位置) 第2条 つどいの里の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 参照】	(名称及び位置) 第2条 略 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市小信中島つどいの里	略
一宮市起つどいの里	一宮市起字西茜屋469番地3
略	

改正案

名称	位置
略	
一宮市小信中島つどいの里	略
略	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市道路占用条例等の一部を改正する条例

(一宮市道路占用条例の一部改正)

第1条 一宮市道路占用条例(昭和35年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(占用料の減免) 第16条 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、第13条の規定にかかわらず、占用料の額を減免することができる。 (1)～(11) 略	(占用料の減免) 第16条 略 (1)～(11) 略 <u>(12) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備</u> <u>(13) 令</u> _____ _____ 第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 <u>(14) 令第16条の3各号に掲げるもの</u> <u>(15) 都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第17条各号に掲げるもの</u> <u>(16) 略</u>
<u>(12) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第11号に掲げる応急仮設建築物</u>	
(13) 略 別表(第13条関係) 【別記 参照】	別表(第13条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱 略 第1種電話柱 略 その他の柱類 略 路上に設ける変圧器	1本1年につき 1本1年につき 1本1年につき 1個1年につき	950 850 85 830

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	略	
		その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510
		その他もの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700

			トル1年につき	
法第32条第1項 第4号に掲げる 施設			占用面積1平方メー トル1年につき	1,700
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	占用面積1平方メー トル1年につき 占用面積1平方メー トル1年につき 占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.005を乗じ て得た額 Aに0.008を乗じ て得た額 Aに0.01を乗じ て得た額
		上空に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	1,200
		地下に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	710
		その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	1,700
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの		占用面積1平方メー トル1日につき	24
	その他のもの		占用面積1平方メー トル1月につき	240
令第7条第1号に 掲げる物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1平方メー トル1月につき 表示面積1平方メー トル1年につき	240 2,400
	略			
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの その他のもの	1本1日につき 1本1月につき	24 240
	幕(令第7条第4 号に掲げる工事 用施設であるも のを除く。)	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの その他のもの	その面積1平方メー トル1日につき その面積1平方メー トル1月につき	24 240
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基1月につき 1基1月につき	2,400 1,200
令第7条第2号に 掲げる工作物			占用面積1平方メー トル1年につき	1,700
令第7条第3号に			占用面積1平方メー Aに0.033を乗じ	

掲げる施設		トル1年につき	て得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	170
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額

		トル1年につき	て得た額
--	--	---------	------

改正案

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	990
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	880
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	88
	略		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トル1年につき	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個1年につき	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	広告塔	表示面積1平方メー トル1年につき	2,200
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	1,800
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年 につき	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの	長さ1メートル1年 につき	53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの	長さ1メートル1年 につき	79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの	長さ1メートル1年 につき	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満 のもの	長さ1メートル1年 につき	530
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年 につき	1,100

法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行補助 施設	法第2条第2項第5号 に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 略	その他のもの	長さ1メートル1年につき	18
			その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき 占用面積1平方メートル1年につき
			その他のもの	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき
				占用面積1平方メートル1年につき	880 530 1,800
法第32条第1項 第4号に掲げる 施設				占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.007を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		1,100
		地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		660
		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき		1,800
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき		22
		その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき		220
令第7条第1号に 掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき		220
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき		2,200
		略			
		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本1日につき	22

	けるもの		
	その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,200
	その他のもの	1基1月につき	1,100
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	<u>180</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.009を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>
	階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>
	階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.009を乗じて得た額</u>

令第7条第10号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.022を乗じ て得た額
	その他もの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.009を乗じ て得た額
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.012を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.022を乗じ て得た額
	その他もの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.031を乗じ て得た額
令第7条第12号 に掲げる器具		占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.025を乗じ て得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高 架のものに限る。)の路面下に設けるも の	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.012を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.022を乗じ て得た額
	その他もの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに0.031を乗じ て得た額

(一宮市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 一宮市法定外公共物管理条例(平成17年一宮市条例第125号)の一部を次のように改
正する。

現行	改正後
別表(第9条関係) 【別記 参照】 備考 略	別表(第9条関係) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び 塔類等	第1種電柱	1本1年につき	950
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	85
	略		

	道水路上に設ける変圧器	1個1年につき	830	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	24	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	240	
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400

		トル1年につき	
略			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
	その他のもの	1本1月につき	240
幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240	
工事用板囲い、足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	240
略			

改正案

占用物件の種類	区分	単位	占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	990
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	880
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	88
	略		
	道水路上に設ける変圧器	1個1年につき	860
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
地下に埋設する管類	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100	
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	1,800	
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,100	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800	
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	22	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	220	
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
	略			
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22
		その他のもの	1本1月につき	220
幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220

工事用板囲い、足場等工事用施設	く。)	占用面積1平方メートル1月につき	220
略			

(一宮市都市公園条例の一部改正)

第3条 一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 略	別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	単位	使用料
略		
都市公園の占用	電柱その他これに類するもの	第1種電柱 1本1年につき 950円 略 第1種電話柱 1本1年につき 850円 略 その他の柱類 1本1年につき 85円
	変圧塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートル1年につき 1,700円
	ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの 長さ1メートル1年につき 36円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 長さ1メートル1年につき 51円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 長さ1メートル1年につき 77円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 長さ1メートル1年につき 100円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 長さ1メートル1年につき 150円

ル未満のもの		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510円
外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000円
公衆電話所	1個1年につき	1,700円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720円
工事用材料置場その他これに類するものの	占用面積1平方メートル1月につき	240円
その他の占用	占用面積1平方メートル1日につき	24円

改正案

区分	単位	使用料		
略				
都市公園の占用	電柱その他これに類するもの	第1種電柱 略 第1種電話柱 略 その他の柱類	1本1年につき 1本1年につき 1本1年につき	990円 880円 88円
	変圧塔その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800円
	ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき	37円 53円 79円 110円

満のもの		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160円</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210円</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370円</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530円</u>
外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100円</u>
公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>740円</u>
工事用材料置場その他これに類するものの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220円</u>
その他の占用	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22円</u>

(一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第4条 一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例(平成12年一宮市条例第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第5条関係) 【別記 参照】	別表(第5条関係) 【別記 参照】
備考 略	備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

占用物件の種類	区分	単位	土地占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	略		

	その他の柱類	1本1年につき	85
	略		
	水路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	240
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除)	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートル1月につき	240

く。)	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
略			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
	その他のもの	1本1月につき	240
幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240
工事用板囲い、足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	240

改正案

占用物件の種類	区分	単位	土地占用料の額 (単位 円)
柱類、線類及び塔類等	第1種電柱	1本1年につき	990
	略		
	第1種電話柱	1本1年につき	880
	略		
	その他の柱類	1本1年につき	88
	略		
	水路上に設ける変圧器	1個1年につき	860
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800
地下に埋設する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル	長さ1メートル1年	110

	未満のもの	につき		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>	
鉄道施設及び歩廊施設類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	
通路等	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	
露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	
広告物及び看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
	略			
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
工事用板囲い、足場等工事用施設		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(一宮市道路占用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の一宮市道路占用条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。
(一宮市法定外公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の一宮市法定外公共物管理条例別表の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。
(一宮市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の一宮市都市公園条例別表第3の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る使用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。
(一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の一宮市準用河川に係る土地占用料の徴収等に関する条例別表の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後までの引き続く期間を占用の期間とする占用に係る土地占用料(施行日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

条例第48号

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成4年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 次の表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、(イ)の項に掲げる面積が(ウ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値)を下回らない台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 前項の表(イ)の項及び(エ)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとし、前項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。</p> <p>(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなる</p>	<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 略</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 前項の表(イ)の項に規定する部分及び(エ)の項に掲げる部分</p> <p>_____は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含むものとし、同表(カ)の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。</p> <p>(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなる</p>

もののために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内又はこれら以外の地域内のいずれか2以上の地区又は地域内にわたる場合は、当該敷地のうち最も大きい部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数

に0.3を乗じて得た台数(その台数に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた台数)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも1台分

については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

ものために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内又はこれら以外の地域内のいずれか2以上の地区又は地域内にわたる場合は、当該敷地のうち最も大きい部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(その台数に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた台数)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

(1) 附置義務台数が200台以下の場合

当該台数に0.02を乗じて得た台数(その

	<p>台数に小数点以下の端数がある場合は、 その端数を切り上げた台数)</p> <p>(2) 附置義務台数が200台を超える場合 当該台数に0.01を乗じて得た台数(その台数に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げた台数)に2を加えた台数</p>
3 略 第12条 略 (措置命令)	<p>3 略 第12条 略 (廃止の届出)</p> <p>第12条の2 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、廃止した日の翌日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(措置命令)</p>
第14条 略 2 略 3 前項の措置命令書の様式は、規則で定める。	<p>第14条 略 2 略 3 前項の措置命令書の様式は、市長が別に定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略			
(イ) 特定用途に供する部分の床面積と する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	非特定用途に供		
略			
(エ) 百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分
略			

改正案

略			
(イ) 特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			

略				
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分
略				

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条第2項の規定は、令和8年10月1日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更に係る工事(以下「新築等工事」という。)に着手する者について適用し、同日前に新築等工事に着手した者については、なお従前の例による。

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 (1)～(3) 略 (4)・(5) 略	別表第3(第12条、別表第1関係) 公園施設等の使用料 【別記 参照】 備考 (1)～(3) 略 <u>(4) 土地価格は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市長が定める固定資産税評価基準に準ずる。</u> <u>(5) 建物価格は、時価評価額による。</u> (6)・(7) 略
別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 表略 備考 1・2 略 3 使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び <u>地方税法(昭和25年法律第226号)</u> の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。	別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 表略 備考 1・2 略 3 使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び <u>地方税法</u> の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	単位	使用料
略		
公園施設の設置及び管理	公園施設の設置	1平方メートル 1年 3,800円 につき
	公園施設の管理	1平方メートル 1年 5,800円 につき
		建築物以外のとき 1平方メートル 1年 150円 につき
略		

改正案

区分	単位	使用料
略		
公園施設の設置及び管理	公園施設の設置	1平方メートル 1年 につき
	公園施設の管理	建築物のとき 1平方メートル 1年 につき
		建築物以外のとき 1平方メートル 1年 につき
略		

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第3の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から同日以後までの引き続く期間を公園施設の設置及び管理(以下「設置等」という。)の期間とする設置等に係る使用料(同日前に納付期限の到来するものに限る。)の額については、なお従前の例による。

一宮市水道事業給水条例及び一宮市下水道条例の一部を改正する条例

(一宮市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 一宮市水道事業給水条例(昭和35年一宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(工事の施行) 第7条 給水装置の新設等の工事は、 <u>市長</u> が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、 <u>市長が必要があると認めるときは、市長が施行する</u> 。	(工事の施行) 第7条 給水装置の新設等の工事は、 <u>市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村の長(地方公営企業法(昭和27年法律292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。)又は他の市町村の長が同項の指定をした者(以下「他市町村指定給水装置工事事業者」という。)に工事を行わせる必要があると認めるときは、その者に施行させることができる。</u>
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 <u>が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。</u> (給水管及び給水用具の指定) 第7条の2 略	2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 <u>又は他市町村指定給水装置工事事業者</u> が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。 (給水管及び給水用具の指定) 第7条の2 略
2 市長は、指定給水装置工事事業者 <u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</u>	2 市長は、指定給水装置工事事業者 <u>又は他市町村指定給水装置工事事業者</u> に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
3 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 略	3 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 略
2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者 <u>_____</u>	2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者 <u>又は他市町村</u>

<p>の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市下水道条例の一部改正)

第2条 一宮市下水道条例(昭和49年一宮市条例第48号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(排水設備の工事の施行) <u>第7条 排水設備の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、管理者が指定する者でなければ行ってはならない。ただし、除害施設については、管理者が認める者に施行させることができる。</u>	(排水設備の工事の施行) <u>第7条 排水設備の新設等の工事(次に掲げる工事を除く。)は、管理者が指定する者でなければ行ってはならない。</u> <u>(1) 除害施設について、管理者が認める者が行う工事</u> <u>(2) 災害その他非常の場合で、管理者が他の市町村の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとときに、他の市町村の長の指定を受けた者が行う工事</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、規程で定める軽微な工事</u>
2 前項の指定 は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	2 前項の指定(同項第2号の指定を除く。) は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3・4 略 (指定手数料の額) <u>第21条の3 第7条第1項に規定する指定を受けようとする者は、指</u>	3・4 略 (指定手数料の額) <u>第21条の3 第7条第1項の指定(同項第2号の指定を除く。)を受けようとする者は、指</u>

定手数料として10,000円を納付しなければならない。	定手数料として10,000円を納付しなければならない。
2 略 (占用) 第26条 略	2 略 (占用) 第26条 略
2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で、 <u>地方公営企業法</u> (昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件	2 略 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で、 <u>地方公営企業法</u> 第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件
3 略	3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。